



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

- NEWS1. 国民年金保険料納付関係
- NEWS2. 最低賃金改正(地域別)
- NEWS3. (税務) H23年税消費税税制改正



NEWS1. (国民年金)

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

(年金確保支援法一部改正 平成23年8月10日交付)

現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、

この制度の施行日(平成24年10月1日までの政令で定める日)から3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになります!

ただし、老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

3年度以上遡って保険料を納付する際は、**加算金がかかります**のでご注意ください。
月額保険料は利子が加算されると、14,340円から15,350円となります。

国民年金保険料の未納率は4割を超えており、無年金者や低年金者が増えれば、その分生活保護受給者が増えることも懸念されています。未納付の国民年金保険料を遡って納めることにより、最大約40万人が無年金を免れるほか、最大1,600万人の年金受給者が増えることになるそうです。

10年分の未納保険料を納めた場合、受け取る年金が約月16,500円増える計算となりますので、厚生労働省によると、現在無年金となっている65歳以上のうち、最大約8千人が年金を受け取れるようになるそうです。

無年金の方や失業中の方、学生期間に未納付となっている方など、様々な事情により国民年金保険料を納められなかった方は、遡って納められるこの3年間に有効に活用すると、将来自分が受給する年金額の厚みが増しますよね。

NEWS2. (最低賃金)

最低賃金については、厚生労働省から「2011年度の地域別最低賃金額」が発表(9/13)されました。

愛知県の地域別最低賃金は、745円から**750円に引き上げ**られました。(効力発生日:平成23年10月7日)
(最高額は、東京都の837円で、一方、最低額は、岩手県・高知県・沖縄県の645円。)

最低賃金は2種類あり、働いている事業場の産業が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合は「特定(産業別)最低賃金額」が適用されます。それ以外の方には「地域別最低賃金額」が適用されます。

会社の経営者からみれば、未曾有の円高の影響等により、必死の努力をしている中で、最低賃金引き上げは、固定費の増加に繋がる話ですから、さらに大変ですよ。

人件費は投資とも考えられますが、会社の費用構成を見直す機会にさせていただいたら、幸いです。

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

平成23年度の消費税に関する改正内容を教えてください。

Answer

平成23年度の消費税に関する税制改正は、大きく分けて4つあります。

- ①免税事業者の要件の見直し(消費税法第9条の2関係)
- ②課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除の見直し(消費税法第30条関係)
- ③仕入税額控除に関する明細書添付の義務付け
- ④罰則の見直し



【解説】

①免税事業者の要件の見直し

<現行>

前々年(個人)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が1,000万円以下の事業者について、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されます。

<改正後>

個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき、現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、**次に掲げる課税売上高が1,000万円を超えるときは、消費税を納める義務は免除しないこととなりました。**

- ・個人事業者のその年の前年1月1日~6月30日までの課税売上高
- ・法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く)開始の日から6月間の課税売上高
- ・法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高
(当該前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高)

なお、特定期間については、課税売上高に代えて、所得税法に規定する給与等の支払額で判定することもできるとしています。

(注) 前事業年度が7ヶ月以下である法人は、改正法による判定は不要となります。

但し、この場合も、当期開始の前1年間に開始した前々期がある場合には、その前々事業年度の開始日以後6月の期間(基準期間に含まれるものを除き、当該前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間)の課税売上高により判定します。

適用時期 平成25年1月1日以後に開始する年または平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用

②課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除の見直し

<現行>

非課税売上に対応する仕入は、原則、仕入税額控除は認められませんが、課税売上割合が95%以上の場合、課税仕入等の税額の全額控除が認められています。

<改正後>

95%ルールによる課税仕入等の税額の全額控除制度は撤廃されます。

但し、**その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限り現行の95%ルールが適用**されることとなりました。

従って、課税売上割合が95%以上である課税期間であっても、**当該課税期間に係る課税売上高が5億円を超える場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式により、仕入税額控除額を計算**することになります。

なお、**一括比例配分方式は、2年間の継続適用が求められており、有利判定には注意が必要**です。

適用時期 平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用

③仕入税額控除に関する明細書添付の義務付け

現行では、消費税還付申告書(仕入税額控除の控除不足額の記載のあるものに限る)を提出する事業者に対し、「仕入税額控除に関する明細書」は任意の提出となっていました。改正後は、当該明細書の添付が義務付けとなります。

適用時期 平成24年4月1日以後に提出する還付申告書について適用

④罰則の見直し

現行では、不正還付の未遂を罰する規定は設けられておりませんでした。改正後は、不正還付の未遂を罰することとなりました。また、故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設として、確定申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなりました。

適用時期 交付の日から起算して2年を経過した日以後にした違反行為について適用